

広島市湯来農村環境改善センター指定管理者候補者の選定要綱

1 施設の概要

- (1) 施設名及び所在地
広島市湯来農村環境改善センター 広島市佐伯区湯来町大字麦谷2501番地
- (2) 設置目的
農業の振興、地域住民の生活文化の向上、地域連帯感の醸成等を図ることを目的とする。
- (3) 事業内容
ア 農業及び生活改善に関する事業
イ 農業及び生活改善に関する情報の収集及び提供
ウ 農村地域における交流の場の提供
エ その他市長が必要と認める事業
- (4) 現在の指定管理者
広島市湯来農村環境改善センター運営協議会

2 選定の概要

- (1) 指定管理者候補者名（予定）
広島市湯来農村環境改善センター運営協議会
- (2) 非公募とする理由
広島市湯来農村環境改善センターは、「農業の振興」や「地域住民の生活文化の向上」、「地域連帯感の醸成」等を目的とし、栽培技術講習や地域資源を活かした食農体験学習、都市農村交流等を行っているが、利用者が主に地域住民に限られていることから、この施設の運営は、地域の実情に精通した者が、地域との連携を図りながら行うことが不可欠である。
このため、町内会の代表者等が集まり、本センターの運営等を目的とし設立された広島市湯来農村環境改善センター運営協議会を引き続き非公募により指定管理者とする。
- (3) 指定期間
令和4年4月1日～令和9年3月31日
- (4) 管理の基準
ア 休館日
（ア） 火曜日
（イ） 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)。ただし、当該休日が火曜日に当たるときは、その直後の休日でない日
（ウ） 8月6日及び12月29日から翌年1月3日まで
イ 開館時間 午前8時30分から午後10時まで
ウ 特記事項
申請者から休館日や開館時間の変更について提案を受ける。
- (5) 業務の内容等
ア 農村環境改善センターの事業の実施に関すること。
イ 農村環境改善センターの使用の許可に関すること(「緊急の場合(避難場所の開設等)は許可を取り消す。」などの条件を付す。)
ウ 農村環境改善センターへの入館の制限に関すること。
エ 農村環境改善センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
オ その他市長が定める業務
カ 特記事項
（ア） 使用料の収納事務を委託する。
（イ） 申請者から市が示す基準値を達成するための利用促進策の提案を求める。
（ウ） 避難場所として使用される場合は、市からの指示等も受けながら、適切に対応すること。
- (6) 配置人員
ア 2人を標準とする。
イ 防火管理者の配置
配置人員のうち、管理監督的な地位にある者で、防火管理者の資格を有する者1人を必置とする。
- (7) 指定管理料の上限額（5年間分）
9,744万2千円
なお、指定期間中に消費税率が引上げられた場合は、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講ずる。
- (8) 指定管理料の支払方法
ア 指定管理料は、原則、前金払とする。

なお、指定管理者の申し出によって、概算払とすることができる。
イ 支払は、毎月払とする。

(9) 評価基準

ア 欠格事項

申請日において、次のいずれかに該当する場合は、選定の対象外とする。

- (ア) 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合
- (イ) 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合
- (ウ) 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合
- (エ) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合
- (オ) 広島市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から2年を経過しない場合（ただし、不可抗力による場合を除く。）

イ 評価項目

評 価 項 目	適・否
<p>【市民の平等利用を確保することができること。】 〔評価のポイント〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、適切な方策がとられているか。 	
<p>【施設効用が最大限に発揮されること。】 〔評価のポイント〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 講座等の事業の内容は施設の設置目的に沿ったものになっているか。 ② 管理施設の利用促進策が具体的なものになっているか。 ③ 利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。 	
<p>【事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 〔評価のポイント〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 団体の経営は安定しているか。 ② 市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③ 個人情報等の管理体制は適正か。 ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。 	
<p>【管理経費の縮減】 提案額が上限額以下となっていること。</p>	

※ 上記評価項目のうちいずれか1項目に「否」がある場合は、選定の対象外とする。